

## 楽曲出版使用【編曲】申請書

貴社管理の音楽著作物を下記のとおり編曲・改変して紙媒体に複製することについて、貴社の定める別紙の許諾条項の履行を承諾のうえ、申請します。(★＝必須項目)

年 月 日

株式会社 全音楽譜出版社

Tel: 03-3227-6283 Fax: 03-3227-6288

担当: 出版部 C&R課

★申請者名:			
★住所:	〒		
Tel:		Fax:	
ご担当者名:			
Email:			

使用作品:

★1.原作品名:

★2.原作者名:

★3.編曲者名:

★4.編曲形態:

★出版物名:

★発売元:

★版数: 版

★発行部数: 部

★本体価格: 円

★総件数: 曲

★発行日: 年 月 日

発売日: 年 月 日

★種別:  曲集・ピース  雑誌  教則本  歌詞集  その他( )

★販売地域:  日本国内 ・  その他( )

以上

## 楽曲出版使用【編曲】申請書<※記入例>

貴社管理の音楽著作物を下記のとおり編曲・改変して紙媒体に複製することについて、貴社の定める別紙の許諾条項の履行を承諾のうえ、申請します。(★＝必須項目)

2024 年 5 月 1 日

株式会社 全音楽譜出版社  
Tel: 03-3227-6283 Fax: 03-3227-6288  
担当: 出版部 C&R課

★申請者名:	株式会社ゼンオンパブリッシャーズ		
★住所:	〒000-0000 東京都新宿区上落合0-99-0		
Tel:	03-1234-5678	Fax:	03-1234-5678
ご担当者名:	全音 楽太郎		
Email:	zenon1931@publish.com		

使用作品:

- ★1.原作品名: 剣の舞
- ★2.原作者名: アラム・ハチャトゥリアン
- ★3.編曲者名: 上落合 三枝
- ★4.編曲形態: ピアノ独奏

★出版物名: 親子で楽しむ定番ピアノレパートリー

★発売元: 株式会社ゼンオンパブリッシャーズ

★版数: 初 版

★発行部数: 800 部

★本体価格: 1,300 円

★総件数: 33 曲

★発行日: 2024 年 9 月 20 日

発売日: 2024 年 10 月 5 日

★種別:  曲集・ピース  雑誌  教則本  歌詞集  その他( )

★販売地域:  日本国内 ・  その他( )

以上

## 許諾条項（出版目的の編曲）

1. 株式会社全音楽譜出版社（以下「甲」とします）が翻案・編曲に係る著作権を管理する著作物（組曲作品の場合は組曲全体を包括して許諾の対象とします。以下「本著作物」とします）に本申請書記載の編曲者（以下「編曲者」とします）が編曲またはその他の変更を施したバージョンを、本申請書記載の申請者（以下「乙」とします）が紙媒体（以下「本出版物」とします）に複製することに関する使用許諾（以下「本許諾」とします）は、乙が甲に対し本申請書を物理的または電磁的方法により提出し、その後甲が乙に対し編曲配信使用許諾証（以下「許諾書」とします）を物理的または電磁的方法により交付することにより、成立します。
2. 乙は、自らが編曲者または本出版物の発行者自身ないしその一員、もしくは本出版物の発行の監督責任を負う者であり、本許諾を受けるために必要十分な資格を持つことを保証します。
3. 甲は、本著作物の著作者（以下「著作者」とします）の著作者人格権上の問題がない旨の確認が取れた場合にのみ、乙に対し許諾書を発行するものとします。
4. 本許諾は本著作物の編曲権および著作者人格権に関する部分の許諾の効力しか有しません。したがって、許諾書の交付日において、甲より信託を受けて本著作物の出版権の管理を行う著作権等管理事業者（以下「丙」とします）が存在する場合であって、本出版物の複製が著作権法に定められる著作物の自由な使用が可能な場合にあってはまらない場合、乙は本許諾の取得後、遅滞なく丙に対し別途必要な申請を行い、許諾を受けなければなりません。この場合、乙は丙の規定や指示に誠意をもって従うものとします。
5. 前項の規定により丙に対し出版使用申請を行なう際、当該申請情報に編曲者名および編曲者が定めた題号を含めてはなりません。
6. 本許諾は本出版物に限り適用されます。本出版物と同一のコンテンツを本申請書に記載の範囲を超えて使用することは本許諾には含まれません。この場合、乙は甲にその旨連絡のうえ協議を行い、甲が別途の申請を要すると判断した場合には、遅滞なく追加の申請を行なうものとします。
7. 前項の規定にもかかわらず、本許諾には、本出版物と同一製品を重版することに関する編曲許諾も同時に含まれるものとします。ただし、乙は上記「4.」の規定に十分に留意し、本著作物を使用するために必要な場合には、丙への使用申請を怠らないものとします。
8. 本出版物の販売可能地域は日本国内に限定されます。ただし、許諾書に特別に明記されている場合はこの限りではありません。
9. 本許諾は非独占的なものであり、甲は乙以外の第三者に本著作物を編曲して紙媒体に複製することを許諾することがあります。
10. 乙は、本申請書に記載された通りに本出版物を制作しなければなりません。また、著作者の名誉声望を害する方法により本著作物を使用することは認められません。
11. 著作者の著作者人格権の保護のため、本許諾が下りないこともあります。甲により許諾書が発行されない場合、甲は乙に対し手数料を含む何らの対価も求めないものとします。
12. 乙は、本出版物の発行の際、以下の事項を本出版物に表示しなければなりません（甲が表示を免除した場合を除く）。
  - (1) 本著作物の題名
  - (2) すべての著作者名ならびに編曲者名
  - (3) 許諾書に記載される著作権表示
13. 許諾書は本許諾の対価の請求書としても効力を有します（甲が支払いを免除した場合を除く）。乙は許諾書に記載の金額を、許諾書の発行日の翌月末日までに支払わなければなりません。支払の方法は原則として甲の銀行口座への銀行振込とします。
14. 本許諾は、いかなる意味においても、かつ何者に対しても、本著作物に係る権利の譲渡・移転を含むものではありません。
15. 乙は、本許諾により認められた権利を第三者に譲渡もしくは移転したり担保として提供したりすることはできません。
16. 本配信の中止または延期、およびその他の理由による申請の取り消しまたは変更は、乙が取消事由の発生後に直ちに甲に対して通知し、甲がこれを承認した場合に認められます。申請の取り消し通知が上記「13.」に定める対価の授受の後から行われた場合、甲が受領済みの当該対価の取り扱いは甲乙協議のうえ決定するものとします。
17. 乙が本許諾条項に違反した場合または違反するおそれがあると甲が合理的に判断した場合、甲は乙への催告なしに直ちに本許諾を取り消す、または許諾書の内容を変更することができるものとします。これらの場合、甲の乙に対する損害賠償請求権は甲に留保されます。
18. 甲が取得した乙の個人情報、以下の目的のために必要な範囲以外では利用されません。
  - (1) 音楽出版事業における使用許諾業務
  - (2) 本演奏の実施可否に関する著作者またはその権利承継者との協議
  - (3) 本著作物の使用に係る対価の請求業務
  - (4) 著作権者に対する著作権使用料の分配業務
19. 本許諾条項に定めのない事項、定められた事項の解釈の相違、その他予期せぬ事態が発生した場合には、その都度甲乙双方が協議し、信義誠実の原則にのっとり善処・解決にあたるものとします。
20. 本許諾は日本法に準拠します。本許諾に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所が専属管轄権を有するものとします。
21. 本許諾条項は、予告なく変更となる場合があります。